

1. 推薦者の選考対象

- 給付奨学生採用候補者の選考は、以下のいずれかに該当する者の中から行うこととする。
- ① 家計支持者が個人住民税（市町村民税）所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）
 - ② 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
 - ③ 社会的養護を必要とする生徒等の場合は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）上の措置として以下の施設等に入所等していること（生徒等が18歳時点での入所等していた（又はしていることが見込まれる）こと）
 - ・児童養護施設（児童福祉法第41条に規定する施設）
 - ・児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）
 - ・児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
 - ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
 - ・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
 - ・里親（同法第6条の4に規定する者）

※ 社会的養護とは、保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に行う養護のこと。社会的養護が必要な生徒とは、具体的には、児童福祉法上の措置として児童養護施設に入所する者や里親の下で養育される者等を指す。

2. 推薦基準策定の基本方針

- 各高等学校等は、給付奨学生採用候補者の推薦基準について、独立行政法人日本学生支援機構業務方法書（以下「業務方法書」という。）に定める以下（1）から（4）の4項目の要件を踏まえつつ、これらの要件を最低水準として各高等学校等の教育目標や実情を勘案した上で策定すること。その上で、当該推薦基準に照らして優れていると認められる者について、機構があらかじめ各高等学校等に示す推薦枠の範囲内で給付奨学生としてふさわしい生徒等を推薦すること。ただし、社会的養護を必要とする生徒等については、機構が示す推薦枠に関わらず推薦することができるものとする。

- 機構が示す推薦枠は、当分の間、各高等学校等卒業者等の第一種及び第二種奨学金の新規貸与者のうち非課税世帯相当と見込まれる者の数の過去実績を基に配分するものとする。

(1) 人物について

- 学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が給付奨学生にふさわしく、進学の目的及び進学後の人生設計が明確であり、将来良識ある社会人として活動し、将来的に社会に貢献する人物となる見込みがあること。

(2) 健康について

- 学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 13 条による定期又は臨時の健康診断等により、修学に耐え得るものと認められること。

(3) 学力及び資質について

- 下記のいずれかの要件を満たしていること。
 - ① 各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者
 - ② 教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者
 - ③ 社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者

(4) 家計について

- 「1. 推薦者の選考対象」であることを確認した上で、申込者の属する世帯の状況や生活環境などを勘案して、申込者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

※ 推荐基準の類型（例）

各項目について、どの程度重視するかは各高等学校等において判断されるものであるが、例えば、以下のような類型が考えられる。

- A：選考対象の中から学力・資質の状況と家計の状況を総合的に勘案して選考するもの
- B：選考対象の中から学力・資質の状況を重視して選考するもの
- C：選考対象の中から家計の状況を重視して選考するもの